

徳島県公安委員会告示第三号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第一項の規定により徳島県暴力追放運動推進センターとして指定した法人の住所及び暴力追放事業を行う事務所の所在地の変更について、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定に基づき次のとおり届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

令和五年三月七日

徳島県公安委員会委員長 米澤 和美

一 変更に係る事項

住所 徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓一番地一

暴力追放事業を行う事務所の所在地 徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓一番地一

二 変更年月日

令和五年三月六日